第５４号議案

　　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和２６年品川区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１８条の４第２項中「、第１１条の３」を削る。

第２１条の２第３号および第４号ならびに第２１条の３第１項第１号および第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２１条の２第３号および第４号ならびに第２１条の３第１項第１号および第３項第１号の改正規定ならびに次項および付則第３項の規定は、同年６月１日から施行する。

　（経過措置）

２　令和７年６月１日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第２１条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）および第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。

　（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

４　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年品川区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

　　付則第９項中「、第１１条の３」を削る。

　（説明）定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。